

## 2. 3 自ら利用における処理基準

自ら利用における保管時、処理時における留意点を十分に把握し、適切に処理しなければならない。

### 【解説】

建設汚泥の保管、処理土の品質および処理土利用における生活環境上での留意点を示し、事故や生活環境上での問題を発生させないようにすることを目的とする。

現場内での処理としては、安定処理が考えられる。尚、脱水処理と乾燥処理は、発現強度がコーン指数試験で  $200\text{kN}/\text{m}^2$  程度と低いため直接土質材料としての適用が水面埋立のみであり、利用価値が低いこと、また、処理後において、雨水など水を含むことで元の泥状化状態になり、性状変化はしないことから安定処理の事前処理と位置付けする。

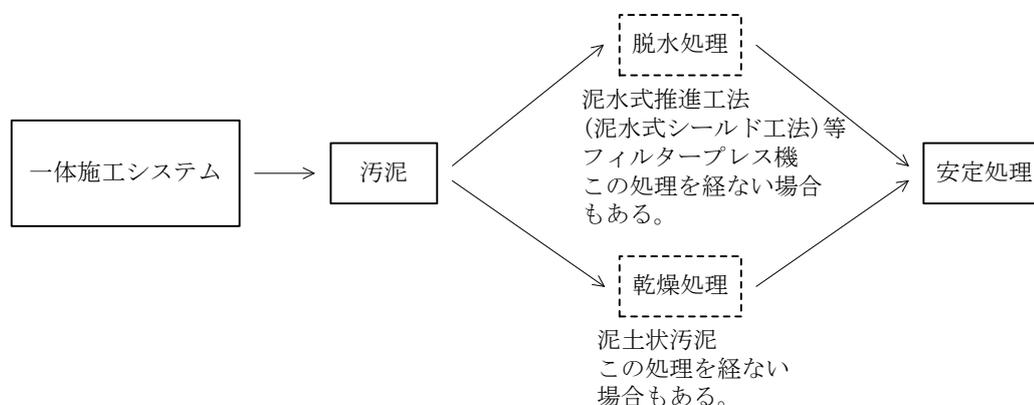


図 2 - 1 自ら利用における処理

## (1) 廃棄物の保管基準

処理前の建設汚泥の仮置きは、「産業廃棄物保管基準」に従い周辺の生活環境の保全が十分確保できるようにする。

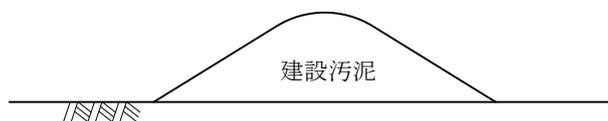
### 【解説】

- ①建設汚泥は、貯留槽、鋼製タンク等の保管施設で保管すること。
- ②飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策として屋根・シート等により汚泥を覆うこと。
- ③汚水が生ずる恐れがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等を設け底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ④悪臭が発生しないようにすること。
- ⑤保管施設には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥廃棄物の保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。掲示板は縦及び横それぞれ 60 cm 以上とし、保管の場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先、廃棄物の種類、積み上げることができる高さ等を記載すること。また、自ら利用の内容を示す掲示板も併設すること。
- ⑦保管施設の写真管理として、1 施工箇所 に 1 回撮影すること。(2. 2 建設汚泥発生時の管理基準)

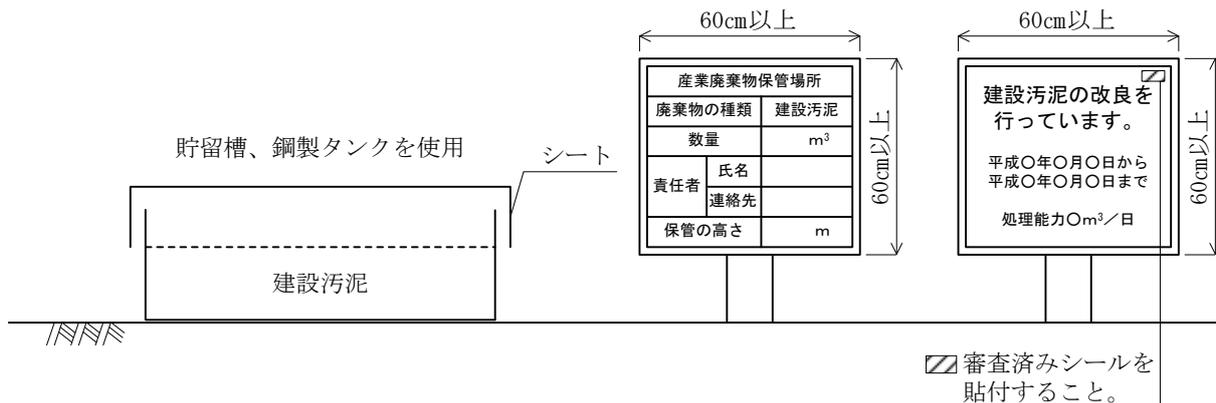
### <保管施設>

・悪い例×

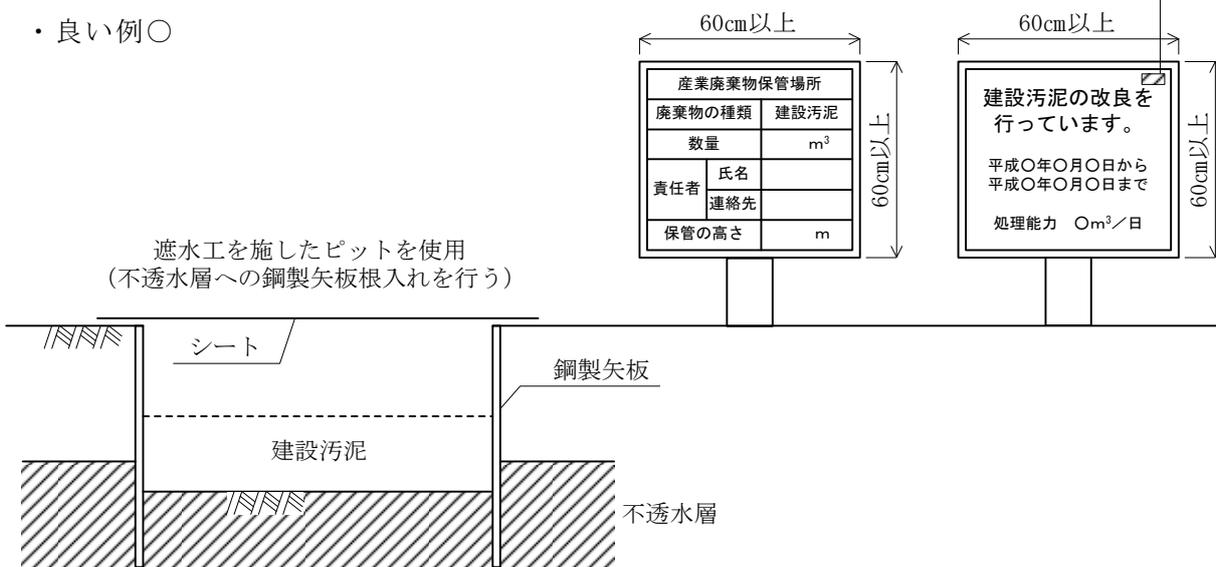
現地盤に直置き



・良い例○



・良い例○



## (2) 廃棄物の処理基準

現場で一定規模以上の施設を設置する場合には、廃棄物処理法に基づき施設設置許可を必要とする。

処理施設は、処理対象となる建設汚泥の性状、処理量、工期、処理ヤード、要求品質等を考慮して適切なものを選定する。また、その設置にあたっては関係法令を遵守し、生活環境に対する影響等も検討する。

### 【解説】

#### 1) 設置許可が必要な処理施設の取扱い

##### <適用条件>

##### 廃棄物処理施行令第7条

- ・脱水処理能力 10m<sup>3</sup>/日を超えるもの
- ・乾燥処理能力 10m<sup>3</sup>/日を超えるもの  
(天日乾燥は100m<sup>3</sup>/日)

※環境省通知(平成17年3月25日付環境産発第050325002号)により次の①から③に掲げられる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取り扱うこととする。

- ①当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
- ②脱水後の脱離液が水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
- ③当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

#### 2) 処理施設設置にあたっての注意点

- ①安定した処理能力(処理量)を維持できること。
- ②建設汚泥の性状の変化に応じた対応が行えること。
- ③均一な品質の処理土が得られること。
- ④騒音・振動、粉塵、排水等に関する対策が十分に図られていること。
- ⑤都市計画法、建設基準法、廃棄物処理法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制を受けるので関連法規を遵守すること。

### 3) 処理時の留意点

- ① 固化材及び処理土については、アルカリ性を呈するため環境安全性を確認する。  
土壌の環境に係る環境基準（平成13年環境庁告示第46号、最終改正平成13年環境省告示第16号）、土壌汚染対策法（同施行規則）に適合するもの。測定方法は平成15年環境省告示第18号・第19号による。
- ② 当該建設汚泥の発生場所が工場跡地であるなど土壌汚染等環境の安全性に不安がある場合は、その項目について土壌環境基準により、土質が変わる毎に調査を行う。
- ③ 保管については、（1）廃棄物の保管基準により行うこと。
- ④ 余った汚泥については、産廃物として適正に処分すること。
- ⑤ 出来型管理項目、品質管理項目び写真管理項目【様式-3】により管理すること。